

東証、「コーポレートガバナンス・コード」を公表

東京証券取引所は、2015年5月13日に、「コーポレートガバナンス・コード」（以下「コード」という）を公表した。コードは東京証券取引所の有価証券上場規程（以下「規程」という）の別添として定め、併せて規程、有価証券上場規程施行規則（以下「施行規則」という）等を改正している。コーポレートガバナンス・コード及び改正後の規程等は、2015年6月1日より適用される。

また、2015年2月24日より東京証券取引所がパブリックコメントに付していた、「コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備について」に対し、提出された意見とそれに対する東京証券取引所の考え方（以下「コメント」という）を公表している。

なお、2015年3月5日に「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」により公表された「コーポレートガバナンス・コード原案」（以下「コード原案」という）から内容の変更は行われていない。「コーポレートガバナンス・コード原案」等については、以下の解説を参照されたい。

会計・監査ニュースフラッシュ“金融庁・東証「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方（案）〈コーポレートガバナンス・コード原案〉」を公表”

<http://www.kpmg.com/Jp/ja/knowledge/news/jgaap-jgaas-news-flash/Pages/jgaas-news-flash-2014-12-18.aspx>

会計・監査ニュースフラッシュ“金融庁・東証「コーポレートガバナンス・コード原案」を公表”

<http://www.kpmg.com/Jp/ja/knowledge/news/jgaap-jgaas-news-flash/Pages/jgaas-news-flash-2015-03-05.aspx>

会計・監査ニュースフラッシュ“「コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備について」を公表、コメント募集を開始”

<http://www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/news/jgaap-jgaas-news-flash/pages/jgaas-news-flash-2015-02-25.aspx>

次ページより、コードの策定に伴う規程等の改正の概要を紹介する。

ポイント

- 上場会社は、コードを実施するか、実施しない場合にはその理由をコーポレート・ガバナンス報告書に記載する。
- 「実施するか、実施しない場合にはその理由を説明する」ことが必要となる各原則の範囲については、本則市場の上場会社については基本原則・原則・補充原則、マザーズ及びJASDAQの上場会社については基本原則とされる。
- 「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」の尊重規定は、コードの趣旨・精神の尊重規定に置き換わる。
- 独立役員の独立性に関する情報開示が見直され、上場会社が独立役員を指定する場合には、当該独立役員と上場会社との間の特定の関係の有無及びその概要を開示する。
- 2015年6月1日から施行される。コードを実施しない場合の理由の説明を記載したコーポレート・ガバナンス報告書は、本年6月1日以後最初に開催する定時株主総会の日から6ヶ月を経過する日までに提出すればよい。

I.コードの策定に伴う制度整備

1. コードを実施しない場合のエクスプレイン

コードは、法令と異なり法的拘束力を有する規範ではなく、「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法が採用されている。このため、コードの各原則のうち、実施しないものがある場合は、当該原則を実施しない理由をコーポレート・ガバナンス報告書において説明することが必要となる（改正施行規則第211条第4項等）。具体的には、「I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に新設された「(1)コードの各原則を実施しない理由」に記載することとなる。

実施しない理由の説明は、コードの各原則のうち、実施しない原則を、項番等により具体的に特定したうえで、どの原則に関する説明であるかを明示する必要がある。また、他の開示書類等において、コードの各原則を実施しない理由を記載している場合であっても、実施しない理由を必ず(1)に記載すべきとしている。一方、実施しない理由の説明が必要となる各原則について、全てを実施している場合は、その旨を記載することとされ、当欄において、各社における、コードの実施状況を確認できることとなる。

「(1)コードを実施しない場合の理由」は、遵守すべき事項として規定されているため、コードの各原則について実施も説明もしていない場合には、上場規則違反となる。一方、コードはプリンシプルベースの規範として上場会社に適用するものであり、コードを実施しないこと自体は、罰則の対象とはならない（コメント32、33）。

なお、マザーズ又はJASDAQの上場会社については、既にコードを導入している諸外国においても、新興企業向けの市場等（例：英国のAIM市場）においてはコードについてのコンプライ・オア・エクスプレインが強制されていないことを踏まえ、「基本原則」を実施しない場合のみ、実施しない理由の記載が求められる（コメント2-5）。もっとも「基本原則」以外の各原則について実施しない理由を任意に記載することもできる。

2. コードの尊重

上場会社は、「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」の尊重規定を置き換え、コードの趣旨・精神を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めるものとするとしている(改正規程第445条の3)。コードが制定されることに伴い、「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」は、その主な内容がコードに包含されることから、コードに一本化される(改正規程第445条の3、コメント30、31)。

これはプリンシプルベースの規範としてのコードが上場会社に適用されていることを示すものであり、それ自体は、罰則の対象とならない規範であるため、望まれる事項として規定されている(コメント32、33)。

3. コードの各原則に基づく開示

市場第一部又は市場第二部の上場会社は、11の特定事項(特定の事項を開示すべきとする原則)の実施状況を開示する必要があるが、この説明は「Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に新設された「(2)コードの各原則に基づく開示」に記載することとなる。

コードの各原則に基づく開示は、開示を行う対象となる原則を、項番等により具体的に特定したうえで、どの原則に基づく開示であるかを明示して記載することとなる。

また、開示にあたっては、開示すべきとされる事項の内容を本欄に直接記載する方法のほか、有価証券報告書、アニュアルレポート、自社のウェブサイト等の広く一般に公開された手段により該当する内容を開示している場合に、その内容を参照すべき旨と閲覧方法(ウェブサイトのURLなど)を本欄に記載する方法も可能である(コメント24)。

さらに、11の特定事項以外の各原則の実施状況を記載する場合にも、本欄を利用することができる。

マザーズ又はJASDAQの上場会社においては、11の特定事項の開示については適用されないことから、任意で記載する会社を除き、本欄は非表示とすることとなる。

4. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針の開示

原則3-1(ii)では、「本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針」について開示を行うべきとしている。この開示は、「Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」等に記載することとなる。

この内容としてどの程度の詳細な開示を行うかは各上場会社の適切な判断に委ねられており、各社が必要と判断すれば、全ての原則1つひとつについて、どのように実施しているかを記載する場合もあり得るとされる。そのほか、ある程度大まかにグルーピングしたうえで記載することや、各社が重要と考える原則に絞って記載を行うこと等も考えられるとしている(コメント10)。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の

基本情報

1. 基本的な考え方

- 原則3-1の開示を行うことも考えられる

(1)コードの各原則を実施しない理由

- 各原則を実施しない場合に理由を記載
- マザーズ又はJASDAQ上場会社は、「基本原則」を実施しない場合のみ記載

(2)コードの各原則に基づく開示

原則	主な開示内容
原則1-4	■ 政策保有に関する方針 ■ 政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準
原則1-7	■ 関連当事者間の取引を行う場合の手続の枠組み
原則3-1	■ (i)経営理念等や経営戦略、経営計画 ■ (ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針 ■ (iii)取締役会による経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続 ■ (iv)取締役会による経営陣幹部の選任と取締役・監査役等候補の指名方針と手続 ■ (v)(iv)を踏まえた個々の選任・指名についての説明
補充原則4-1①	■ 取締役会による経営陣に対する委任の範囲
原則4-8	■ 自主的な判断により3分の1以上の独立社外取締役を選任するための取組方針
原則4-9	■ 取締役会が策定する独立社外取締役の独立性基準
補充原則4-11①	■ 取締役会による取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方(取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示)
補充原則4-11②	■ 取締役・監査役の上場会社の役員の兼任状況
補充原則4-11③	■ 取締役会全体の実効性についての分析・評価及びその結果の概要
補充原則4-14②	■ 取締役・監査役に対するトレーニングの方針
原則5-1	■ 取締役会による株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

(4) 独立役員関係

- 原則4-9の開示を行うことも考えられる

(6) 取締役報酬関係

② 報酬の額又はその算定方針の決定方針の有無

- 原則3-1 (iii) の開示を行うことも考えられる

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

- 原則3-1 (iii) (iv) の開示を行うことも考えられる

II. 独立役員の独立性に関する情報開示の見直し

コード原則4-9では、「取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである」としている。この金融商品取引所の独立性基準は直接に独立社外取締役の独立性判断基準としてリンクされるものではなく(コメント36)、各社が、取引所の独立性基準を踏まえて、独立社外取締役となる者の独立性を実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきとしている(コメント37)。

改正規程では、いわゆる「開示加重要件」が廃止されるが、主要な取引先の業務執行者であった者や多額の金銭等の財産を得ているコンサルタント等に所属していた者について、その関係の有無に加え、関係の概要の開示が求められることとなる。関係の概要の開示にあたっては、その関係を株主・投資家が適切に認識できる程度の記載が求められる。主要な取引先に該当しない取引関係についても、取引関係があることとその概要の開示が求められることとなる(コメント39)。

III. 適用時期等

1. 適用時期

改正規程等は、2015年6月1日より施行されることとなる(改正規程附則第1条、改正施行規則附則第1条)。適用にあたっては、2015年6月1日以後に最初に到来する定時株主総会の日から6ヶ月が経過するまでは、「(1)コードの各原則を実施しない場合の理由」欄及び「(2)コードの各原則に基づく開示」欄は非表示にすることも可能とされていることから、適用が最も早い2015年3月決算の会社の場合、同年12月末までに開示すれば良いこととなる。

2. 次年度以降のコーポレート・ガバナンス報告書の提出時期

コーポレート・ガバナンス報告書の提出時期については、議決権行使の参考とするため、定時株主総会前までにという投資家のニーズがある。コードの各原則を実施しない場合の理由の説明やコードの各原則に基づく開示項目については、各社が必要と判断すれば、例えば、それぞれのウェブサイトや招集通知等に記載したり、投資家に説明を行ったりする形での情報提供も考えられ、どのような形式・媒体・タイミングでこうした情報提供を行うかについては、各社のおかれた状況等に照らして、上場会社が自ら判断すべきものとされている(コメント13-16)。

他方で、コードに関する事項ができる限り一覧性のある形で開示されることへの投資家側の要請も踏まえ、コードとは直接関係しない従前からの記載事項も含めコーポレート・ガバナンスを巡る幅広い事項についての記載が求められる。コーポレート・ガバナンスを巡る事項には、定時株主総会を経て確定・変更されるものも少なくないことに鑑みれば、引き続きコーポレート・ガバナンス報告書については、定時株主総会終了後遅滞なく提出することが適当とされている。これにより、翌年の定時株主総会に向けた株主との通年の対話も促進されることが期待されている。

3. コーポレート・ガバナンス報告書の記載内容に変更が生じた場合

コードの各原則を実施しない場合の理由の説明等の記載内容に変更が生じた場合には、現行の実務において、通常、コーポレート・ガバナンス報告書の更新が行われる定時株主総会後に、一括して更新することが可能とされる(コメント19)。

なお、この取扱いにかかわらず、上場会社として、必要に応じてコード関連の記載内容を任意に更新することは、株主・投資家への情報提供の観点から望ましいとされる。ただし、社外取締役・社外監査役の異動の場合には、コーポレート・ガバナンス報告書の記載を遅滞なく更新すべきとされており(コメント40)留意が必要となる。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-jgaap@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International..